

## 議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

### 1 概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関係条例を一括して改正するものです。

### 2 改正内容

次の5条例中、「懲役」又は「禁錮」若しくは「禁固」の字句を、「拘禁刑」に改めます。

- (1) 高根沢町職員の給与に関する条例
- (2) 高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- (3) 高根沢町行政不服審査法施行条例
- (4) 高根沢町個人情報保護法施行条例
- (5) 高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例

### 3 施行日

令和7（2025）年6月1日（刑法等の一部を改正する法律の施行の日）

### 4 経過措置

この条例の施行前にした行為の処罰等に係る経過措置を設けます。

高根沢町条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の3</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をさ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条の2</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第17条の3</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、</p>

<p>れ、その判決が確定されていない場合</p> <p>3</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p>	<p>その判決が確定されていない場合</p> <p>3</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年高根沢町条例第195号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条</p> <p>(1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 高根沢町行政不服審査法施行条例（平成28年高根沢町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第11条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第11条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 高根沢町個人情報保護法施行条例（令和5年高根沢町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第35条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第35条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和5年高根沢町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)

第5条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第5条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。